

居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、有限会社ワンカラ（以下「(有)ワンカラ」という。）が開設する居宅介護支援事業所 ヒロ・ケアサポート（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヒロ・ケアサポート
- (2) 所在地 高知県宿毛市片島5番20号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、(有)ワンカラ 代表取締役（以下「代表」という。）の命を受けて事業所の従業者及び業務の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員(常勤職員2名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、土曜、日曜、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。ただし、緊急やむを

えない場合はこの限りではない。

(3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 (有)ワンカラは、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2. 本会は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画書が利用者の意向を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第7条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

2. 介護支援専門員は、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助するものとする。

3. 介護支援専門員は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する一ヶ月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 指定居宅介護事業の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、サービスの選択を求める。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握する。

- (4) 介護支援専門員は、前号に規定する課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得る。
- (5) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される環境を勘案して、居宅サービス計画の原案を作成する。
- (6) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスについて、保険給付の対象となるか否かを区別したうえで、その書類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得る。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受けることが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (10) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所しようとする要介護者等からの依頼があった場合には、居宅における生活に円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- (11) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医者又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求める。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつ

ては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行う。

(13) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得たうえで、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。

(15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。

(16) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行う。

(17) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者から利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報提出を受けたら、居宅介護支援事業所は医師に報告を行う。

2. 指定居宅介護支援事業の提供は次によるものとする。

(1) 利用者からの相談は、プライバシーの保護のため、相談室において行うものとする。

(2) 課題分析にあたっては、課題分析票を用いて行うものとする。

(3) サービス担当者会議は、事業所内の相談室において開催するものとする。

(4) 介護支援専門員は、指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1度以上利用者の居宅を訪問する。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第9条 (有)ワンカラは、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等及び支払の方法)

第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

- (1) 法定代理受領分については、介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 法定代理受領分以外については、介護報酬の告示上の額とする。

2. 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨を文書に署名（記名押印）を受けることとする。
3. 指定居宅介護支援の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振込により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、宿毛市、大月町、四万十市の全域とする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第14条 代表は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3. その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村長に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 17 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束）

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 19 条 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、支援決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
3. 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、事務体制を整備する。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、代表が定めるものとする。

附 則

この規程は、高知県知事の指定を受けた日より施行する。

平成 24 年 5 月 1 日 改正

平成 24 年 5 月 14 日 改正

平成 25 年 11 月 1 日 改正

平成 26 年 11 月 1 日 改正

平成 27 年 6 月 1 日 改正

平成 27 年 9 月 25 日 改正

平成 28 年 10 月 13 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

平成 31 年 3 月 1 日改正

令和 01 年 5 月 21 日改正

令和 02 年 8 月 1 日 第 4 条 職員の職種、員数、及び職務内容について改正

令和 03 年 5 月 1 日 第 4 条 職員の職種、員数、及び職務内容について改正

令和 03 年 6 月 1 日 第 4 条 職員の職種、員数、及び職務内容について改正

令和 03 年 7 月 1 日 第 4 条 職員の職種、員数、及び職務内容について改正

令和 04 年 2 月 1 日 第 4 条 職員の職種、員数、及び職務内容について改正

令和 04 年 4 月 1 日 第 4 条 職員の職種、員数、及び職務内容について改正

令和 05 年 1 月 12 日 第 10 条 指定居宅介護支援の利用料等及び支払いの方法、
第 11 条 通常の事業の実施地域について改正

令和 06 年 4 月 1 日 第 15 条 虐待防止に関する事項、第 16 条 業務継続計画の策定等、第 17 条 衛生管理等、第 18 条 身体拘束を追記